

区公民館等放送施設整備事業補助金

放送施設の整備を行う区公民館・公民会に補助金を交付し支援します。

- ・事業対象 新設, 増設, 更新, 外部アンテナ設置
- ・災害復旧 火災, 豪雨, 洪水, 地滑り, 地震等により世帯の概ね半数以上または 10 世帯以上が被災したとき。

区分		新設・増設・更新		使用制限放送施設の更新 (平成 34 年問題)
		通常	公民会合併等	
補助率		50%以内 (80%以内)	70%以内 (80%以内)	50%以内
上 限 額	個別受信機	15,000 円/台 (23,000 円)	20,000 円/台 (23,000 円)	40,000 円/台
	外部アンテナ	7,500 円/基	7,500 円/基	40,000 円/台
備 考		() 内は災害救助法適用の 災害等による場合の補助率と 上限額		1. 高齢者負担軽減加算措置 75 歳以上の高齢世帯数に応じて上 記内容に加え, 補助金を加算 2. 負担均衡加算措置 世帯数に応じて補助金を加算。た だし, 条件により加算なしの場合 あり

担当窓口 総合政策課地域振興係 0996-24-8917